

1 【21-1 離婚等請求事件 財産分与（基本形）】

2 平成27年×月×日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

3 平成26年(家訴)第××号 離婚等請求事件

4 口頭弁論終結の日 平成27年×月×日

5 判 決

6 本籍 A県B市C町××番地

7 住所 A県B市D町×丁目×番×号

8 原 告 甲 野 花 子

9 同訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

10 本籍 原告と同じ

11 住所 A県B市C町×番×号

12 被 告 甲 野 太 郎

13 同訴訟代理人弁護士 △ △ △ △

14 主 文

15 1 原告と被告とを離婚する。

16 2 被告は、原告に対し、708万円を支払え。

17 3 原告と被告との間の別紙情報通知書記載の情報に係る年金分割について
18 の請求すべき按分割合を0.5と定める。

19 4 訴訟費用は被告の負担とする。

20 事実及び理由

21 第1 請求

22 1 主文1, 3項同旨

23 2 被告は、原告に対し、財産分与として相当額を支払え。

24 第2 事案の概要

25 1 事案の要旨

1 (1) 原告（妻・昭和41年12月生）と被告（夫・昭和39年4月生）は、平
2 成14年3月1日、婚姻した。原告と被告は、平成22年3月1日から現在
3 まで別居している（証拠<略>）。 【注1】

4 (2) 本件は、原告が、被告に対し、①民法770条1項5号に基づく離婚、②
5 財産分与として相当額の支払、③別紙情報通知書記載の情報に係る年金分割
6 についての請求すべき按分割合を0.5とする裁判を求めた事案である。

7 2 争点

8 証拠（<略>）及び弁論の全趣旨によれば、原告と被告は、5年以上別居して
9 おり、被告も婚姻関係の破綻及び離婚を争わず、婚姻継続の意思を失っている
10 ことが認められる。以上からすると、原告と被告との婚姻関係は破綻してお
11 り、その修復は著しく困難であって、婚姻関係を継続し難い重大な事由がある
12 と認められる。 【注2】

13 したがって、本件の主な争点は、①原告の被告に対する財産分与請求の可否
14 及び額並びに②別紙情報通知書記載の情報に係る年金分割についての請求すべ
15 き按分割合となる。

16 3 争点に関する当事者の主張

17 (1) 原告の被告に対する財産分与請求の可否及び額
18 (原告の主張)

19 分与対象財産確定の基準日（平成22年3月1日）に存在した原告・被告
20 各名義の分与対象財産に関する原告の主張は、別紙婚姻関係財産一覧表（以
21 下「別紙一覧表」という。）の「原告主張額」欄及び「原告備考」欄記載の
22 とおりである。 【注3】

23 よって、原告は、被告に対し、相当額の財産分与を求める。
24 (被告の主張)

25 分与対象財産確定の基準日（平成22年3月1日）に存在した原告・被告
26 各名義の分与対象財産に関する被告の主張は、別紙一覧表の「被告主張額」

欄及び「被告備考」欄記載のとおりである。

(2) 年金分割についての請求すべき按分割合

(原告の主張)

年金分割についての請求すべき按分割合は 0.5 が相当である。

(被告の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (財産分与請求の可否及び額) について

ア 分与対象財産確定の基準日及び分与対象財産の評価額について

分与対象となる共有財産確定の基準日は、原告と被告が別居を開始した平成22年3月1日と認めることが相当であるところ（証拠<略>），同時点で存在した分与対象財産の現在の評価額は、別紙一覧表の「認定証拠」欄記載の証拠及び同「認定理由」欄記載の理由により、同「認定額」欄記載のとおりと認める。【注4】【注5】

以下、補足説明する。

(ア) 別紙一覧表原告名義の資産・負債1-1（以下「原告資産1-1」という。）について

証拠（甲1ないし3）によれば、原告資産1-1の不動産は、原告が平成18年9月1日に原告の父から相続した原告の特有財産であると認められる。分与対象財産であるとの被告の主張は採用できない。

(イ) 別紙一覧表原告名義の資産・負債2-2（以下「原告資産2-2」という。）について

証拠（甲4）によれば、原告資産2-2の定期預金の基準日における残高は130万円と認められる。原告は、基準日残高のうち100万円は、婚姻前からの預金であると主張するが、これを認めるに足りる証拠はなく、基準日残高全額を共有財産と認めることが相当である。

1 (ウ) 別紙一覧表被告名義の資産・負債 1-1 (以下「被告資産 1-1」とい
2 う。) について

3 被告資産 1-1 の不動産の評価額については、原告・被告がそれぞれ査
4 定書 (甲 5, 乙 3) を提出しているところ、各査定書中の査定過程に明ら
5 かに不合理な点は見当たらないことなどに鑑み、両査定価格の平均値であ
6 る 2200 万円をもって相当と認める。

7 (エ) 別紙一覧表被告名義の資産・負債 2-2 (以下「被告資産 2-2」とい
8 う。) について

9 証拠 (乙 5, 6) によれば、被告資産 2-2 の定期預金は、婚姻前から
10 の定期預金を自動継続してきた被告の特有財産であって、分与対象財産で
11 はないと認められる。

12 (オ) 別紙一覧表被告名義の資産・負債 5-2 (以下「被告資産 5-2」とい
13 う。) について

14 証拠 (乙 10, 11) によれば、被告資産 5-2 の株式の評価額は、株
15 式数 250 株に口頭弁論終結日の終値価格 1 万円 (顕著な事実) を乗じた
16 250 万円をもって相当と認める。これに対し、被告は、同株式は、被告
17 の母から贈与を受けた財産を原資とする被告の特有財産であると主張する
18 が、これを認めるに足りる証拠はない。

19 イ 以上によれば、分与対象財産の評価額は、別紙一覧表の「認定額」欄記載
20 のとおり、原告名義の資産・負債の合計が 172 万 0931 円、被告名義の
21 資産・負債の合計が 1589 万 0956 円、原告・被告名義の資産・負債の
22 合計が 1761 万 1887 円となる。

23 そして、対象財産形成に対する原告と被告との寄与度を相等しいものとみ
24 た場合に各人が得るべき額と各人名義の資産・負債の額との差額、その他本
25 件に現れた一切の事情を考慮すると、被告から原告に対し、財産分与として
26 708 万円 (= 1761 万 1887 円 ÷ 2 - 172 万 0931 円 (1 万円未

1 満切捨て)) の支払を命ずることが相当と認める。

2 【注6】【注7】

3 2 争点(2) (年金分割についての請求すべき按分割合)について

4 年金分割についての請求すべき按分割合は、夫婦双方の老後の所得保障とい
5 う制度趣旨に照らしても、特段の事情がない限り、0.5と定めることが相当
6 であるところ、本件において、その割合を変更すべき特段の事情があると認め
7 るに足りる主張立証はない。

8 3 結論

9 以上によれば、原告の請求は、主文の限度で理由がある。よって、主文のと
10 おり判決する。

11 A家庭裁判所B支部

12 裁判官 ○ ○ ○ ○

13 【注1】 一般には「1 事案の要旨」「2 前提事実」と書き分ける例が多いが、ここ
14 では他の記載例を示した（「民事判決書の新しい様式について」77頁参照）。

15 【注2】 民事新様式判決の場合は「争いのない事実」と「争点」に書き分ける例が多い
16 が、人事訴訟では、争いのない事実であっても証拠により認定する必要があるため（人
17 訴法19条1項），このような書き方も考えられる。

18 【注3】 婚姻関係財産一覧表の書式（表計算ソフト形式）は、東京家庭裁判所のウェブ
19 サイト（http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/zinzi_soshou/index.htm
20 1）からダウンロードできる。別紙一覧表には「原告主張額」「被告主張額」「認定
21 額」「証拠」のみを記載し、「備考」（双方の主張）や「認定理由」は①本文中に記載
22 する例、②別に主張対比表を作成・添付する例などもある。

23 【注4】 分与対象財産確定の基準時と財産評価の基準時を区別すべきことにつき、秋武憲
24 一ほか「リーガル・プログレッシブ・シリーズ 離婚調停・離婚訴訟（改訂版）」（青
25 林書院。以下「LPS離婚訴訟」という。）177頁以下参照。また、附帯処分の立証

1 は事実の調査（人訴法33条）によることも可能であるが、人事訴訟の附帯処分として
2 の財産分与の立証は、ほぼ例外なく訴訟手続上の手段（証拠又は弁論の全趣旨）による
3 ことにつき、LPS離婚訴訟196頁以下参照。

4 【注5】対象財産別の評価の考え方につき、東京家裁ウェブサイト「婚姻関係財産一覧表
5 の作成に当たっての注意事項」、LPS離婚訴訟177頁以下参照。

6 【注6】他に「対象財産形成に係る原告と被告の寄与割合は基本的に等しいと考えられる
7 ことを踏まえつつ、○○など本件に現れた一切の事情を考慮すると、」などの例がある。

8 【注7】本文には、「原則的清算額=分与対象財産総額の2分の1－申立人名義の分与対
9 象財産額」とする計算式を記載した（端数が出る場合、概ね1万円単位（時には10万円
10 単位）で切り捨て又は切り上げた数字で財産分与を命ずるのが通例である（LPS離婚訴
11 訟174頁）。）。もっとも、家庭裁判所は、「当事者双方がその協力によって得た財産
12 の額」のほか、事案に応じ「一切の事情」を考慮して分与額を定めることができるところ
13 （民法768条3項），前提となる分与対象財産額は記載することが相当であるが、その
14 他考慮した事情については、最終的分与額を導くための計算過程を逐一判決理由に記載す
15 ることが性質上困難又は不相当な場合もある。したがって、分与対象財産額から最終的分
16 与額を導く計算式の記載は必須ではない（大門＝木納「離婚訴訟における財産分与の審理
17 ・判断の在り方について（提言）」家庭の法と裁判10号6頁）。

18

19

1 【21-2 財産分与（基準日に争いがある事案）】

2 〈略〉

3 ア 分与対象財産確定の基準日について

4 分与対象となる共有財産確定の基準日は、原告と被告が別居を開始したことにより共有財産形成に向けた経済的協力関係が終了した平成27年3月5日と認めることが相当である。

5 これに対し、原告は、平成22年1月1日には被告と家庭内別居を始めたから、同日を基準日とすべきであると主張する。確かに、証拠（〈略〉）及び弁論の全趣旨によれば、原告は同日頃から被告と寝室を別にするようになり、必要最小限の会話しか交わさなくなったことは認められるが、一方、その後も被告が掃除、洗濯を含む家事や育児を担い、浴室等を共用してきたことも認められることなどに照らせば、なお同日時点で共有財産形成に向けた経済的協力関係が終了したと評価するに足りない。

6 原告の上記主張は採用できない。

7 〈略〉

8 【注1】 対象財産確定の基準時につき、LPS離婚訴訟175頁以下参照。

9 【注2】 対象財産確定の基準時について争いがあるときは、双方の主張する各基準時（2時点）の財産開示を求め、2とおりの一覧表を作成させることがある。

10

11

【21-3-1 財産分与（特有財産部分に争いがある場合－不動産）】

〈略〉

主文

1 原告と被告とを離婚する。

2 原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の不動産につき、被告から代償金として第3項の金員の支払を受けるのと引換えに、財産分与を原因とする原告持分全部移転登記手続をせよ。【注1】

3 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の不動産につき、原告から前項の原告持分全部移転登記手続を受けるのと引換えに、1260万円を支払え。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

由理

第1 請求等

1 原告の請求等

(1) 主文 1 項同旨

(2) 被告は、原告に対し、相当額の財産分与をせよ。

2 被告の附帯処分の申立て

原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」という。）につき、相当額の代償金の支払を受けるのと引換えに、財産分与を原因とする原告持分全部移転登記手続をせよ。

第2 事案の概要

〈略〉

第3 争点に対する判断

1 分与対象財産の評価額について

分与対象確定の基準日（別居日である平成16年1月1日）の時点で存在した分与対象財産の現在の評価額は、別紙一覧表の「認定証拠」欄記載の証拠に

1 より、同「認定額」欄記載のとおりと認める。【注2】

2 以下、補足説明する。

3 (1) 別紙一覧表原告名義の資産1-1及び同被告名義の資産1-1について
4 証拠（略）によれば、①原告と被告は、婚姻後の平成19年5月5日に
5 原告名義の資産1-1及び同被告名義の資産1-1の不動産（以下「本件不
6 動産」という。）を合計5000万円（頭金1000万円、住宅ローン40
7 00万円）で購入し、共有持分を各2分の1ずつとして持分移転登記をした
8 こと、②原告は、上記購入の際、原告の父から相続した預金500万円を払
9 い戻した上で頭金1000万円の一部として出捐したこと、③被告は、上記
10 購入の際、婚姻前から預けていた定期預金300万円を解約した上で頭金1
11 000万円の一部として出捐したことが認められる。また、④本件不動産の
12 口頭弁論終結時の評価額は、原告・被告各提出の各査定書記載の査定価格
13 （証拠略）の平均値である3600万円をもって相当と認める。各当事者
14 は、相手方の主張を争うが、他に上記認定を左右するに足りる証拠はない。

15 そうすると、本件不動産の分与対象額の算定にあたっては、購入代金に対
16 する各自の特有財産からの出損額を割合的に考慮して控除すべきである。よ
17 って、原告名義の本件不動産持分のうち実質的共有財産部分の評価額は、1
18 440万円（=3600万円÷2-3600万円×（500万円÷5000
19 万円）），被告名義の本件不動産持分のうち実質的共有財産部分の評価額
20 は、1584万円（=3600万円÷2-3600万円×（300万円÷5
21 000万円））と認める。【注3】

22 (2) <略>

23 2 分与方法について

24 (1) 現在、本件不動産に被告が居住し、住宅ローンを負担していることに鑑み
25 れば（証拠略），財産分与において、当事者双方が希望するとおり、被告
26 に本件不動産に係る原告持分2分の1を分与することが相当である。

1 その上で被告から原告に分与すべき金額を検討するに、原告が被告に対し
2 て原告名義の資産 1－1 を分与した場合に各自が保有することとなる分与対
3 象財産は、原告が合計 300 万円、被告が合計 2100 万円（＝本件不動産
4 の分与対象財産部分（1440 万円 + 1584 万円）+ その他の被告名義資
5 産合計 600 万円－基準日の住宅ローン残高 1524 万円）となり、双方の
6 合計額の 2 分の 1 と原告取得額との差額は 900 万円となる。これに、本件
7 不動産の原告持分のうち被告が取得する特有財産部分相当額 360 万円（＝
8 3600 万円 × （500 万円 ÷ 5000 万円））を加算すると、被告から原
9 告に対し、原告から本件不動産に係る原告持分 2 分の 1 の持分全部移転登記
10 手続を受けるのと引換えに 1260 万円を支払わせることが相当である。

11 〈略〉

12 【注 1】 現在の実務では「別紙物件目録記載の不動産を原告に分与する。」との形成的
13 主文を掲げず、給付命令のみを主文に掲げる例がほとんどあることにつき、LPS 離
14 婚訴訟 191 頁以下、松原正明「人事訴訟の実務」（新日本法規。以下「松原実務」と
15 いう。）173 頁。

16 【注 2】 本文と別紙（案 1）では、まず現在の名義を基準に分与対象財産を整理した上
17 で、原告名義持分の移転に伴う清算額を算定した。別紙（案 2）は、当初から原告名
18 義持分移転後の各当事者の取得財産を基準に整理したもので、結論は同じとなる。

19 【注 3】 夫婦共有財産と特有財産の双方を原資として不動産を取得し、実質的寄与割合
20 と形式上の持分割合が異なる場合の実質分与対象財産の算定方法につき、LPS 離婚
21 訴訟 178 頁以下参照。

22

1 【21-3-2 財産分与（特有財産部分に争いがある場合－預貯金）】

2 <略>

2 ア 別紙一覧表原告名義の資産3-1について

3 証拠（略）によれば、原告名義の〇〇銀行××支店の普通預金口座（原
4 告名義の資産3-1。以下「本件原告口座1」という。）の基準日（平成2
5 6年7月7日）における預金残高は600万円と認められるところ、民法7
6 62条2項の趣旨に照らせば、その全部又は一部が特有財産を原資とする旨
7 の反証がない限り、同額を分与対象財産と認めることが相当である。

8 これに対し、原告は、本件原告口座1の婚姻時（平成18年11月22
9 日）における預金残高は400万円あったから（証拠略），同額と基準日
10 残高の差額である200万円のみを分与対象財産とすべきであると主張す
11 る。しかしながら、被告は、基準日残高の原資を争うところ、証拠（略）
12 によれば、本件原告口座1には、婚姻後も多数回の入出金があり、その残高
13 は、婚姻後の平成21年6月30日には1000万円まで増加し、その後の
14 平成24年3月3日に10万円まで減少した後、基準日に上記残高まで再び
15 増加したことが認められる。これらの事実を考慮すれば、婚姻時の預金が基
16 準時まで残存して基準日残高の原資となったとは認め難い。

17 したがって、本件原告口座1の分与対象額は600万円と認めることが相
18 当である。

19 <略>

20 【注1】 当事者双方が争わなければ、婚姻時残高と基準日残高の差額を分与対象とする
21 例も多い（なお、秋武憲一「新版離婚調停」（日本加除出版）313頁参照）。特有
22 財産か不明なものは民法762条2項の趣旨に照らして分与対象財産とするのが原則
23 との考え方につき、LPS離婚訴訟178頁。その他、婚姻期間中の最低額（本件で
24 は10万円）を特有財産と認める考え方もある。

1 【21-4 財産分与（寄与度に争いがある事案）】

2 〈略〉

3 エ 寄与度について

4 (ア) 共有財産は、夫婦の有形・無形の経済的協力関係により形成されたもの
5 であり、双方の寄与度は、特段の事情がない限り、同程度とみることが相
6 当であるところ、本件において上記特段の事情を認めるに足りる主張立証
7 はない。

8 (イ) これに対し、原告は、①原告が上場企業の従業員として年収1200万
9 円以上を得ていたのに対して②被告は専業主婦であるが家事を疎かにし、
10 原告にたびたび暴言を吐くなど夫婦相互扶助義務を怠っていたから、財産
11 形成に対する被告の寄与度は3割程度であると主張し、これに沿う供述を
12 する。

13 しかしながら、被告本人は、家事や暴言につき反対趣旨の供述をしてお
14 り、他に原告の上記供述等を裏付けるに足りる的確な証拠はない上、原告
15 が主張する収入格差等は、直ちに寄与度について前記特段の事情を認める
16 べき程のものとはいえない。

17 原告の上記主張は採用できない。

18 〈略〉

19 【注1】 いわゆる清算的財産分与の2分の1ルールにつき、LPS離婚訴訟171頁以
20 下、山本拓「清算的財産分与に関する実務上の諸問題」家裁月報62巻3号29頁以下
21 (特に注102) 各参照。

1 【21-5-1 財産分与（不動産の分与が問題となる事案（不動産ローンの引
2 受けが問題とならない事案））】

3 〈略〉

3 主 文

4 1 原告と被告とを離婚する。

5 2 原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の不動産につき、被告から代償金と
6 して2000万円の支払を受けるのと引換えに、財産分与を原因とする原告持
7 分全部移転登記手続をせよ。

8 3 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の不動産につき、原告から財産分与
9 を原因とする原告持分全部移転登記手続を受けるのと引換えに、2000万円
10 を支払え。

11 4 被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する本判決確定日の翌日から
12 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。【注1】【注2】

13 5 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告の、その余を被告の負担とする。

14 事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

16 1 原告の請求等

17 (1) 主文1項同旨

18 (2) 被告は、原告に対し、7000万円及びこれに対する本判決確定日の翌日
19 から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

20 2 被告の財産分与の申立て

21 原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」とい
22 う。）につき、相当の代償金の支払を受けるのと引換えに、財産分与を原因と
23 する原告持分全部移転登記手続をせよ。

24 第2 事案の概要

25 1 事案の要旨

1 本件は、原告が、妻である被告に対し、①民法770条1項5号に基づく離
2 婚及び②財産分与として相当額の支払を求めたのに対し、被告も、原告に対
3 し、財産分与として不動産の原告持分全部移転登記手続を求めた事案である。

4 2 前提事実

5 <略>

6 3 争点及びこれに関する当事者の主張

7 <略>

8 第3 争点に対する判断

9 1 分与対象財産の評価額について

10 分与対象財産確定の基準時（別居日である平成20年1月5日）に存在した
11 原告・被告各名義の分与対象財産の現在の評価額は、別紙一覧表の「認定証
12 拠」の証拠及び別紙一覧表の「補足説明」欄記載の理由により、別紙一覧表の
13 「認定額」欄記載のとおりと認める。

14 そうすると、原告名義の資産・負債の合計額は3000万円、被告名義の資
15 産・負債の合計額は4000万円、両者の合計額は7000万円となり、原告
16 と被告の寄与度は相等しいものとみた上で、被告から原告に対して金銭で分与
17 する場合の分与額は500万円となる。

18 2 分与方法について

19 原告名義の資産1-1と被告名義の資産1-1は、同一土地（本件不動産）
20 の共有持分であるところ、離婚後も土地の共有状態が続くことは基本的には望
21 ましくない上、本件不動産上には被告が代表取締役を務める株式会社所有の建
22 物があり、被告が本件不動産の取得を希望して代償金の支払意思と能力を示し
23 ていること、本件不動産には原告を債務者とする抵当権は設定されていないこ
24 となどを考慮すると、本件不動産の原告持分を代償金の支払と引換えに被告に
25 分与することが相当である。

26 そして、原告名義の資産1-1の評価額が2000万円であるから、①原告

1 から被告に対して、被告から代償金 200 万円の支払を受けるのと引換えに
2 財産分与を原因とする本件不動産の原告持分全部移転登記手続を命ずるととも
3 に、②被告から原告に対して、原告から財産分与を原因とする本件不動産の原
4 告持分全部移転登記手続を受けるのと引換えに代償金 200 万円の支払を命
5 ずるほか、(2)被告から原告に対して 500 万円及びこれに対する本判決確定日
6 の翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を命
7 じることが相当である。【注 3】

8 <略>

9 【注 1】 財産分与の申立額の一部を認める場合でも、その余の申立てを却下する旨の主
10 文は不要とされる（松原実務 173 頁）。

11 【注 2】 財産分与請求権に対する遅延損害金請求の起算日及び仮執行宣言を付すことが
12 できないことにつき、LPS 離婚訴訟 50 頁。

13 【注 3】 現物分与の当否、特にめぼしい財産が共有不動産しかない場合の財産分与の方
14 法につき、LPS 離婚訴訟 191 頁以下参照。

15

16

1 【21-5-2 財産分与（不動産の分与が問題となる事案（不動産ローンの引
2 受けが問題となる事案））】

3 〈略〉

3 主 文

4 1 原告と被告とを離婚する。
5 2 被告は、原告に対し、400万円及びこれに対する本判決確定日の翌日から
6 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
7 3 訴訟費用は被告の負担とする。

8 事 実 及 び 理 由

9 第1 請求

10 1 主文1項同旨
11 2 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」とい
12 う。）につき、財産分与を原因とする原告持分全部移転登記手続をせよ。

13 第2 事案の概要

14 1 事案の要旨

15 〈略〉

16 2 争点

17 証拠（〈略〉）に加え、別居期間が6年以上に及ぶことなどに照らせば、原告
18 と被告との間には婚姻を継続し難い重大な事由（民法770条1項5号）があ
19 ると認められる。本件の主な争点は、財産分与の額及び方法である。

20 3 争点に関する当事者の主張

21 〈略〉

22 第3 争点に対する判断

23 1 分与対象財産の評価額について

24 分与対象財産確定の基準時（平成20年1月5日）に存在した被告・原告各
25 名義の分与対象財産の現在の評価額は、別紙一覧表の「認定証拠」の証拠によ

1 り，別紙一覧表の「認定額」欄記載のとおりと認める。

2 以下，補足説明する。

3 (1) 別紙一覧表の原告資産・負債1-1及び被告資産・負債1-1の各不動産
4 持分（以下併せて「本件不動産」という。）について
5 証拠（略）によれば，本件不動産全体の評価額は合計3000万円と認
6 められるから，当事者の各持分の評価額は，原告名義の資産1-1（持分6
7 分の1）が500万円，被告名義の資産1-1（持分6分の5）が2500
8 万円と認める。

9 (2) <略>

10 2 分与方法について

11 (1) 原告は，本件不動産の被告持分の取得を希望する。

12 しかしながら，本件不動産には，被告名義で〇〇銀行に対する住宅ローン
13 を被担保債権とする抵当権が設定されており，口頭弁論終結時（平成28年
14 2月1日）でもなお1100万円のローン残高があるところ（証拠略），
15 債権者の同意がない限り，被告が当該債務を免れることはできない。しかる
16 に，証拠（略）及び弁論の全趣旨によれば，原告には年額200万円程度
17 の収入しかなく，他に原告が代償金及び住宅ローンを確実に支払えると認め
18 るに足りる証拠はない以上，被告が不動産の持分を失った上でさらに不測の
19 損害を被るおそれは否定できない。

20 そうすると，現時点で原告が代償金及び住宅ローンを負担することを前提
21 に，財産分与として原告に本件不動産の被告持分を取得させることは相当で
22 ない。また，被告に本件不動産の原告持分を取得させることについても，被
23 告が後記の分与金に加えて原告持分を取得する代償金を支払う意思も能力も
24 ないとしていることから相当でなく，共有関係の解消は，最終的には共有物
25 分割の民事訴訟等に委ねることもやむを得ないというべきである。【注1】

26 (2) 以上によれば，別紙一覧表の「認定額」欄記載のとおり，原告名義の分与

1 対象財産額は合計 600 万円（＝本件不動産原告持分 500 万円+その余の
2 原告名義対象財産 100 万円），被告名義の分与対象財産額は合計 1400
3 万円（＝本件不動産被告持分 2500 万円+その余の被告名義対象財産 400
4 万円－基準日（別居時）における住宅ローン残高 1500 万円）となると
5 ころ，原告と被告との寄与度を相等しいものとみた上で，その他本件に現れ
6 た一切の事情を考慮すると，被告から原告に対して財産分与として 400 万
7 円及びこれに対する本判決確定日の翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分
8 の割合による遅延損害金の支払を命ずることが相当である。

9 <略>

10 【注 1】 債務の負担を命じる財産分与の可否につき LPS 離婚訴訟 184 頁，勁草書房
11 「家事事件の理論と実務（第 1 卷）」 101 頁以下，現物分与の当否につき LPS 離婚
12 訴訟 191 頁以下参照。

13